

平成 29 年 第 7 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 7 月 5 日 (水) 午前 9 時 00 分～午前 10 時 30 分

2. 開催場所 白石町役場 3 階大会議室

3. 出席委員 (37 人)

1 番 片渕久司 委員	2 番 木室徳好 委員	3 番 岩永廣康 委員
4 番 永松英昭 委員	5 番 島ノ江 薫 委員	6 番 渡辺清一 委員
7 番 木下善明 委員	8 番 小野愛子 委員	9 番 溝口一博 委員
10 番 大曲昭太 委員	11 番 川崎 悟 委員	12 番 山口雪人 委員
13 番 松尾利助 委員	14 番 中村康則 委員	15 番 吉岡保則 委員
16 番 山口八州男 委員	17 番 稲富正信 委員	18 番 片渕秋正 委員
19 番 山崎春樹 委員	20 番 松尾和義 委員	21 番 角 眞人 委員
22 番 鐘ヶ江善三 委員	23 番 竹下一彦 委員	24 番 中村勝郎 委員
25 番 溝口修一郎 委員	26 番 石田義明 委員	27 番 永石幸人 委員
28 番 内野さよ子 委員	29 番 久原菊恵 委員	30 番 緒方昭久 委員
31 番 井崎陽子 委員	32 番 白武一正 委員	33 番 土井力雄 委員
34 番 小柳眞佐美 委員	35 番 本山法夫 委員	36 番 吉原春樹 委員
37 番 川崎 薫 委員		

4. 欠席委員 (0 人)

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- 第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(2) 農地法第 3 条の規定による許可の取り消しについて
(3) 農地法第 4 条の規定による許可申請について
(4) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(5) 非農地証明願いについて
(6) 平成 29 年白石町農用地利用集積計画 (7 号) の承認決定について
(7) 農業振興地域整備計画の 27 号振興計画及び農用地利用計画の変更について
(8) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項 (1) 合意解約の報告

業務連絡事項 (1) 農業委員会臨時総会及び第 8 回農業委員会総会の
日時及び場所
(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 西山里美 農地農政係長 野中和男 農地農政係長 吉原浩
農地農政係 石隈あつみ

7. その他出席職員

農業振興課農政係 橋本丈英 溝上翔也

8. 会議の概要

事務局長 皆さんおはようございます。

ただいまより、平成 29 年 7 月第 7 回白石町農業委員会総会を開会いたします。
それでは初めに川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さんおはようございます。

本日はこの任期の最後の総会となります。第 7 回農業委員会総会ということで
ご出席いただきまして、ご苦勞様でございます。慎重に審議をしていただきま
すよう最後までよろしくをお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

本日は、欠席の届け出はあっておりません。遅刻の連絡が 34 番小柳眞佐美委員、
13 番松尾利助委員より申し出があっております。本日の出席委員は 37 名中 37 名
で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。以後、議事進行につ
きましては、農業委員会会議規則によりまして議長は会長が務めることとなっ
ておりますので、以降の進行につきましては会長をお願いしたいと思います。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事
録署名委員は、14 番の中村康則委員、15 番の吉岡保則委員を指名いたします。
これより議事に入ります。

= 議案番号第 111 号 =

議長 1. 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第
111 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第 111 号。

権利の種類は使用貸借権の設定。

申請農地の表示。大字田野上字五本杉〇〇番、大字田野上字三本松〇〇番、大字
田野上字一本杉〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番。面積は田の 18,980 m²、
畑の 128 m²、合計で 19,108 m²です。

貸付人は、白石町大字田野上〇〇番地、上田野上の親である〇〇さん、60 歳で
す。借受人は、白石町大字田野上〇〇番地、上田野上の子である〇〇さんです。耕
作面積は、田 18,980 m²、畑 128 m²、計 19,108 m²です。稼働力は男 2 名、女 1 名
です。

申請の事由は、親から後継者である子に対して使用貸借権の設定をされるもの
です。期間は平成 29 年 7 月 5 日から 50 年間です。借受人は 11 年間農業に従事
されており、これまで同様全ての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技

術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理をいたしております。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて何かご質疑等ありましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 111 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 111 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 112 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 3 条の規定による許可の取り消しについて」を議題といたします。議案番号第 112 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 3 条の規定による許可の取り消しについて。

議案番号第 112 号。

権利の種類は所有権移転、贈与。

申請農地の表示。大字新拓〇〇番、大字新明〇〇番、〇〇番、〇〇番、面積が田の 19,581 m²です。

譲渡人は、白石町大字新明〇〇番地、新明 1A の親である〇〇さんです。譲受人は、同じく白石町大字新明〇〇番地、新明 1A の子である〇〇さんです。申請の事由は、譲渡人、譲受人双方から要望があり、所有権移転を取り止めたいということです。この案件につきましては、平成 29 年 2 月 6 日付けの、白農委指令 29 第 22 号により 3 条の許可がなされているものでございます。その時には相続時精算課税制度の適用をされて贈与をするということで許可を受けられておりましたけど、その制度を利用せずに通常の相続で贈与をしたいということです。農業を辞められるわけではなく、農業はそのまま続けられるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて何か質疑ご意見ありましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これについてもないようですので採決に入ります。議案番号第 112 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 112 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 113 号＝

議長 続きまして、3.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 113 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第 113 号。

申請農地の表示。大字東郷字一本松〇〇番、面積は畑の 163 m²です。

申請者は白石町大字東郷〇〇番地、中郷南の〇〇さんです。

転用目的は駐車場です。

転用の事由は、平成 29 年 5 月に夫婦で現住所に転入してきたが、駐車スペースが来客用の 1 台分しかないため、夫婦の分、子ども分、来客用の分、また、安全に道路に出るため、方向転換するスペースを確保するため申請地を駐車場として転用したい。

事業又は施設の概要は、駐車場 235.00 m²。宅地が同時利用になっております。位置及び影響等は東が宅地、西が水路、南が宅地、北が畑です。面積の検討は適当です。

その他参考事項としましては、当初より農振除外地でございます。

当申請地は、農地区分は第 2 種農地で、第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であること。許可基準の該当事項としまして、議案位置図が 1 ページにあります。それからも分かりますとおり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ると判断をいたしまして申請を受理しております。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ただいまの議案について地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。地元農業委員として6月28日に申請者及び事務局と現地確認を行いました。今回の申請については、現在、申請人が使用する自家用車などの駐車場確保に苦慮されており、自宅周辺の土地借用を検討されましたが、確保ができなかったため、申請人が自身の農地、畑ですけど、駐車場として整備を行い、利用されるものであります。周辺の農地への影響もなく、区長並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 地元委員の補足説明が終わりました。これについて何か質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第113号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、議案番号第113号は、原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第114号＝

議長 続きまして、議案番号第114号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第114号。

申請農地の表示。大字築切字正三搦〇〇番、畑54㎡。同じく〇〇番、畑33㎡。同じく〇〇番、畑54㎡、合計141㎡です。

申請者は白石町大字築切〇〇番地、只江の〇〇さんです。

転用目的は宅地進入路、家庭菜園及び車庫です。

転用の事由としまして、昭和63年の圃場整備の時に畑として換地された農地を、宅地進入路及び家庭菜園として利用していた。また、平成18年頃に農地にはみ出して車庫を建設していた。今後も、家庭菜園、宅地進入路及び車庫として利用したいということで、始末書が添付されております。

事業又は施設の概要は、車庫26.40㎡、宅地進入路42.00㎡、家庭菜園85.00㎡です。宅地が同時利用となっております。

位置及び影響等は東が田、西が田、南が町道、北が宅地です。面積の検討は適当です。

その他参考事項としまして、農振除外が平成26年12月4日に見直しの決定公

告をされております。

農地区分は第 1 種農地でございます。農地区分の該当事項が、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地。許可基準の該当事項が、既存の施設の拡張。拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限るとなっております。自己所有地であり、周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他転用の許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ただいまの議案について地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。地元農業委員として 6 月 20 日に事務局と現地確認を行いました。事務局から説明がありましたとおり、今回の申請は、日常生活において必要不可欠な宅地進入路、車庫の整備を目的とするものであります。転用申請については、隣接する宅地と併せての利用であることからもやむを得ず、また隣接地への影響もないことから問題ないと判断いたしました。また、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 114 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、議案番号第 114 号は、原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 115 号＝

議長 続きまして、議案番号第 115 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 115 号。

申請農地の表示。大字福富下分字一ノ間〇〇番、田 1,161 m²。同じく〇〇番、田 20 m²。同じく〇〇番、田 15 m²。同じく〇〇番、畑 8.04 m²。同じく〇〇番、畑 161 m²、合計 1,365.04 m²です。

申請者は白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の〇〇さんです。

転用目的は貸農業用倉庫及び貸建設業用倉庫です。

転用の事由は、現在、夫が建設業を営んでいるが、有明海沿岸道路建設に伴い、建設業倉庫及び住宅等の一部が収用にかかることになり、また、別に借地していた駐車場等の地権者からも返却を迫られたため、代替施設の整備を行い、夫が経営する法人に貸し付けたい。また、宅地の一部に過去に申請を怠った箇所があったことから併せて申請を行いたいということで、始末書を添付されております。

事業又は施設の概要は、生活進入路 180.00 m²、貸農業用倉庫・貸建設業用倉庫 90.00 m²、貸事務所 16.90 m²、貸駐車場・貸作業ヤード場 338.80 m²、貸敷地内通路 535.30 m²、家庭菜園・庭・宅地 204.04 m²です。

位置及び影響等は、東が有明海沿岸道路、西が水路、南が宅地、北が町道です。面積の検討は適当です。

その他参考事項としましては、農振除外が〇〇番は平成 28 年 6 月 30 日に一般で決定公告をされております。〇〇番は平成 26 年 12 月 4 日に見直しで決定報告がなされております。〇〇番、〇〇番、〇〇番については当初より農振除外地でございます。

農地区分は第 1 種農地。位置図のつきましては 3~4 ページをご覧ください。農地区分の該当事項としまして、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地。許可基準の該当事項として、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと判断します。周辺農地や土地改良施設等への影響もなく、その他転用の許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ただいまの議案について地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。地元農業委員として 7 月 3 日に申請者及び事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、既存の住宅及び事業施設の一部が、有明海沿岸道路の収用等によりなくなるため、その代替施設を整備するために行われるものであります。周辺農地への影響もなく、区長並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、既に無断で転用されていることについては、十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 地元委員の補足説明が終わりました。これについて何か質疑ご意見等ありませんか。

〇番 〇番の〇〇です。3 ページの議案第 115 号の位置図と本来の議題との面積の違いはどういうことですか。

事務局長 沿岸道路の分筆の線が入っておりまして、この中の面積が変わっております。左

手の上のほうに〇〇、田 486 m²、国土交通省というのがありますけど、そこに線が入っておりますが、それがまっすぐ下のほうまでずっときて〇〇さんの宅地がこま切れになっているような状況で面積が変わっておりますので、わかりやすい地図をもう一度お配りしたいと思います。

議長 他にございませんか。

〇番 〇番の〇〇です。国土交通省は、今どれくらいで収用されているのでしょうか。

事務局長 収用事業の単価につきましては、農業委員会のほうでは承知をしておりません。

〇番 はいわかりました。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 115 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認め、議案番号第 115 号は、原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 116 号＝

議長 続きまして、議案番号第 116 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 116 号。

申請農地の表示。大字牛屋字柳籠〇〇番、面積が田の 54 m²です。

申請者は白石町大字牛屋〇〇番地、大西の〇〇さんです。

転用目的は農漁業倉庫です。

転用の事由は、農漁業倉庫の老朽化に伴い、倉庫の建替えが必要となった。今後、規模拡大を図るにあたり、大型の倉庫が必要なため、申請地を倉庫敷地の一部として利用したい。

事業又は施設の概要は、農漁業用倉庫 346.20 m²、通路・その他 17.80 m²です。宅地が同時利用でございます。

位置及び影響等は東が宅地、西が田、南が宅地、北が田です。面積の検討は適当です。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 10 年 10 月 23 日に見直しの決定公告をされております。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項が、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地。許可基準の該当事項が、隣接地同一事業一体利用ということで、第 1 種農地の占める割合が 3 分の 1 を超えないこととなっております。以上の許可基準の該当事項として申請の受付をいたしました。地元の区長さん等から承諾書も取られております。周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他転用の許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ただいまの議案について地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。地元農業委員として 6 月 28 日に申請者及び事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、老朽化した農漁業倉庫の建替えに伴うものであります。宅地と併せての利用であり、周辺農地への影響もなく、また、区長及び生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 地元委員の補足説明が終わりました。これについて何か質疑ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 116 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認め、議案番号第 116 号は、原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 117 号＝

議長 続きまして、4.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 117 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 5 条の規定による許可申請について。

議案番号第 117 号。

権利の種類は所有権移転、贈与です。

申請農地の表示。大字東郷字一本松〇〇番、面積が田の 164 m²です。

譲渡人は、白石町大字東郷〇〇番地、西郷の〇〇さん。譲受人は、白石町大字東郷〇〇番地、中郷南の〇〇さんです。転用目的は、分家住宅及び農業用倉庫です。

転用の事由は、現在、借家に居住しており、この度、後継ぎ及び農業後継者として実家に戻ることになったが、母屋が狭いため、既存農業倉庫を解体し、その敷地と平成 28 年に無断で造成した申請地に分家住宅並びに新たな農業用倉庫を建築したいということで申請がなされております。始末書添付です。

事業または施設の概要は、住宅 53.80 m²、農業用倉庫 22.80 m²、通路・その他 133.40 m²です。宅地が同時利用でございます。

位置及び影響等は、東側が町道、西側が宅地、南側が町道、北側は宅地です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項は、農振除外が平成 29 年 3 月 29 日に決定公告がなされております。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項が、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地。許可基準の該当事項が、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもので、許可し得ると判断いたします。周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他転用の許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 6 月 28 日に申請者及び事務局と現地確認を行いました。農家分家住宅への転用ということですが、既存敷地と併せての利用であり、周辺農地への影響もなく、また、区長並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので採決に入ります。議案番号第 117 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 117 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 118 号＝

議長 続きまして、議案番号第 118 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 118 号。

権利の種類は所有権移転、贈与です。

申請農地の表示。大字坂田字二本松〇〇番、面積が畑の 246 m²です。

譲渡人は、白石町大字坂田〇〇番地、坂田の〇〇さん。譲受人は、佐賀市多布施〇〇丁目〇〇番〇〇号、佐賀市の〇〇さんです。

転用目的は、分家住宅です。

転用の事由は、現在、結婚してアパート住まいであるが、実家に隣接する申請地を父親より譲り受けて分家住宅を建設したい。

事業または施設の概要は、住宅 73.28 m²、駐車場 30.00 m²、通路・その他 142.72 m²です。

位置及び影響等は、東側が畑・宅地、西側が宅地、南側が農道、北側は宅地です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項は、農振除外が平成 10 年 10 月 23 日に見直しによる決定公告がなされております。

農地区分は第 2 種農地になります。農地区分の該当事項が、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地。許可基準の該当事項が、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなっております。周辺農地や土地改良等施設等への影響もなく、その他転用の許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 6 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。現在、譲受人は佐賀市のアパートにお住まいですが、今回、譲渡人である親から申請地を譲り受けて分家住宅を建設したいとのこと。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長並びに隣接の耕作者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議お願いします。

議長 地元委員の補足説明が終わりました。これについて、何か質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので採決に入ります。議案番号第 118 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 118 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 119 号＝

議長 続きまして、5.「非農地証明願いについて」を議題とします。議案番号第 119 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 非農地証明願いについて。

議案番号第 119 号。

願い出農地の表示は、大字福吉字四本黒木〇〇番、田 356 m²です。

願い出者は、白石町大字福吉〇〇番地、大戸下の〇〇さんです。

農地でなくなった時期及び原因は、昭和 47 年頃に小屋を建設してイ草作業場として利用し、昭和 57 年頃からはイ草栽培をやめ、農機具小屋として利用していた。しかし、平成 10 年に火事で小屋が消失したため、その後は資材置場及び駐車場として利用し続け現在に至っている。今後も農地に戻して耕作する予定がないため非農地として証明願いたいということで、顛末書が添付されております。

圃場整備の有無は、地区外でございます。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直して決定公告がなされています。議案位置図は 8 ページになります。非農地化した原因、時期、経過、管理状況などの調査を行いまして、今後も再び農地として利用されることはないと判断できることから、申請を妥当と判断し受理しております。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として、6月28日に〇〇委員、申請者及び事務局と現地確認を行いました。申請地は国土調査の際、平成9年に田として登記されておりましたが、総会資料にもあるとおり、昭和47年に小屋を建てて以降は、農地として利用されていなかったことは間違いのないと思われます。今回の申請については、区長、生産組合長及び近隣の住民の方からも以前から非農地であったという意見を得ておられ、今後も農地として利用されることはなく、また周辺の農地への影響もないことから、非農地として証明することはやむを得ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第119号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第119号は非農地として当委員会で承認することに決定いたします。

＝議案番号第120号＝

議長 続きまして、議案番号第120号、6.「平成29年白石町農用地利用集積計画(7号)の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第120号、平成29年白石町農用地利用集積計画(7号)の承認決定についてご説明いたします。はじめに所有権移転関係でございます。今回は4件となっております。

整理番号1番、買い手は福吉西中の〇〇さん。売り手は福吉南の〇〇さん。土地の表示は、大字福吉字末福〇〇番、〇〇番、田の2筆で5,204㎡。利用目的は蓮根。所有権の移転時期は平成29年7月6日、支払期限は平成29年10月31日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法はJA口座への振込。買い手の取得後の経営面積は29,300㎡です。

整理番号2番、買い手は新観音の〇〇さん。売り手は郷司給移西の〇〇さん。土地の表示は、大字遠江字八平〇〇番、畑の1筆で7,543㎡。利用目的は大豆・玉葱。所有権の移転時期は平成29年7月6日、支払期限は平成29年7月31日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円。支払方法は、佐賀銀行口座への振込。

取得後の経営面積は 113,103 m²になります。認定農業者です。

整理番号 3 番、買い手は下田野上の〇〇さん。売り手は島津の〇〇さん。土地の表示は、大字田野上字五本榎〇〇番、〇〇番、〇〇番 1。田の 3 筆で 6,804 m²。利用目的は米・玉葱。所有権の移転時期は平成 29 年 7 月 6 日、支払期限は平成 29 年 9 月 29 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円。支払方法は、J A 口座への振込。買い手の取得後の経営面積は 72,255 m²。認定農業者です。

整理番号 4 番、買い手は新明 4A の〇〇さん。売り手は南区の〇〇さん。土地の表示は、大字八平字八平〇〇番、〇〇番。畑 2 筆で 9,719 m²。利用目的は蓮根です。所有権の移転時期は平成 29 年 7 月 6 日、支払期限は平成 29 年 9 月 29 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、佐賀銀行口座への振込。取得後の経営面積は 33,040 m²。認定新規就農者です。

次に、利用権設定の関係でございます。2 ページから 8 ページにかけて 109 件の計画が提出され、賃借権設定が 109 件、使用貸借権設定が 0 件となっています。そのうち新規が 25 件、その中で自作地から新規に利用権の設定をされるものが 22 件で再設定は 84 件でした。また農地利用集積円滑化団体である J A を通して設定をされているものが 67 件です。今回の利用権の総面積は 490,942 m²です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが 1 件、個人によるものが 108 件となっております。なお、今回の計画の中で未相続農地は 31 件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、109 件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これについては農業委員会等に関する法律第 31 条の規定によりまして、議事参与の制限がございます。所有権移転と利用権設定関係は、別々に採決を取らせていただきます。所有権移転関係の〇番の〇〇委員はしばらく退席をお願いします。

(〇番〇〇委員、退席)

議長 それでは所有権移転について、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 120 号の所有権移転関係に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 120 号の所有権移転関係は当委員会承認することに決定いたします。

(○番○○委員、着席)

議長 続きまして、利用権設定関係についても、○番の○○委員、○番の○○委員は、それぞれの整理番号のところで発言を控えていただきます。それでは、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 120 号の利用権設定関係に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 120 号の利用権設定関係は当委員会で承認することに決定いたします。

＝議案番号第 121 号～第 135 号＝

議長 続きまして、7.「農業振興地域整備計画の 27 号振興計画及び農用地利用計画の変更について」、議案番号第 121 号から第 135 号まで一括して事務局に説明を求めます。

農業振興課農政係 失礼します。農業振興地域整備計画の担当をしております、農業振興課農政係の溝上と申します。本日は、農業振興地域整備計画の 27 号振興計画及び農用地利用計画の変更について説明をさせていただきます。

議案番号の第 121 号から 135 号までの 15 件が今回の除外の案件で、議案番号第 136 号と第 137 号の 2 件が編入の案件になっております。

それでは、議案番号第 121 号から説明をさせていただきます。図面は 9 ページからです。

議案番号第 121 号。所在地番は、大字築切字一本黒木○○番、除外申請面積が田の 244 m²、申請者は白石町大字築切○○番地、○○さん。変更理由は、ごみ収集所、公民館駐車場として利用するためです。申請地番の隣に、西分公民館、消防格納庫と鳥居がありまして、現在、ごみ収集場所が鳥居の下に設置されている状況で、十分なスペースが確保できていないと思われます。また、申請圃場は道路、宅地に囲まれ排水も悪く、農地としての生産性が非常に低いため、このまま農地として活用するよりも、ごみ収集場、公民館駐車場として利用されるほうが、集落の住環境の向上、引いては農業の振興につながり、除外についてはやむを得ないと思われます。

続きまして、議案番号第 122 号の説明をします。位置図は 11、12 ページになります。所在地番は、大字福富字興福一区〇〇番の一部、除外申請面積は田の 900 m²、申請者は白石町大字福富下分〇〇番地、〇〇さん。変更理由は、農家住宅と農業用倉庫となっております。現在お住いの住宅が有明海沿岸道路工事の用地買収にかかるため、新たに農家住宅及び農業用倉庫を建設する必要があるため、除外の申請をいただいております。申請地番については、道路、宅地等に隣接しており、周辺にも代替可能な土地等もなく、除外についてはやむを得ないと思われま

続きまして、議案番号第 123 号の説明をします。位置図は 13、14 ページになります。所在地番は、大字福富下分字興福四区〇〇番の一部、除外申請面積は田の 500 m²、申請者は白石町大字戸ケ里〇〇番地、〇〇さん。変更理由は、農家分家住宅となっております。農業後継者のために住宅を整備することで、将来にわたって地域の担い手としての期待がもたれ、また引いては農業振興につながると思われますので、除外についてはやむを得ないと判断しました。

続きまして、議案番号第 124 号の説明を行います。位置図は 15、16 ページになります。所在地番は、大字福富下分字西直江〇〇番、除外申請面積が田の 183 m²。申請者は佐賀市兵庫北〇〇丁目〇〇番〇〇号、〇〇さんです。変更理由は、〇〇が農業用資材置場として利用するためです。申請地番の周辺は、〇〇の施設となっております、現場は既に資材置場として利用されております。農業関係の施設であり、農地としての生産性も低い圃場であり、再び農地へ戻すことが困難であることから、申請地の除外はやむを得ないと思われま

続きまして、議案番号第 125 号の説明を行います。位置図は 17、18 ページになります。所在地番は、大字福富下分字弁財〇〇番、除外申請面積は田の 177 m²。申請者は白石町大字福富下分〇〇番地、〇〇さん。変更理由は、農業用倉庫及び耕作道路として利用するためです。こちらの案件は、既に倉庫を建設済みであり〇〇様が利用されております。農業用の施設であり、また現場と計画の相違をなくすためにも、当該地番の除外はやむを得ないと思われま

続きまして、議案番号第 126 号の説明を行います。位置図は 19、20 ページになります。所在地番は、大字福富下分字新蔵〇〇番、同じく〇〇番、除外申請面積は田の 458 m²。申請者は白石町大字福富下分〇〇番地、〇〇さん。変更理由は、農業用倉庫及び駐車場として利用されるためです。営農規模の拡大に伴い既存の農業用倉庫では手狭となっているため、新たに農業用倉庫及び駐車場等を建設する必要があり、除外についてはやむを得ないと思われま

続きまして、議案番号第 127 号の説明を行います。位置図は 21、22 ページです。所在地番は、大字福富下分字覚兵エ搦〇〇番、同じく〇〇番、大字福富下分字角兵エ〇〇番、同じく〇〇番の一部、除外申請面積は田の 331 m²、畑 34.27 m²、合計で 365.27 m²です。申請者は白石町大字福富下分〇〇番地、〇〇さん。変更理由は、一般用の倉庫及び畑及び庭として利用するためです。自宅北側の〇〇番、〇〇番については、以前、軽微の変更が行われており、農業用倉庫として利用されていましたが、離農により農業用倉庫としての利用ができなくなってしまうため、今回、除外の申請をされております。宅地南側の〇〇番、〇〇番については、既に

庭として利用されているような状況であり、現場と計画に相違があり、除外についてはやむを得ないと思われます。

続きまして、議案番号第 128 号の説明を行います。位置図は 23、24 ページになります。所在地番は、大字福富字十三〇〇番、除外申請面積は畑の 18 m²。申請者は白石町大字福富下分〇〇番地、〇〇さん。変更理由は、庭として利用されるためです。こちらの案件につきましても、既に現場が埋立ててあり、計画との相違が生じております。圃場整備事業の際にそのような細長い形に戻ってしまい、農地としての活用も難しいことから、当該地の除外はやむを得ないと思われます。

続きまして、議案番号第 129 号の説明を行います。位置図は 25、26 ページです。所在地番は、大字横手字二本谷籠〇〇番、除外申請面積は田の 118 m²。申請者は白石町大字横手〇〇番地、〇〇さん。変更理由は、車庫として利用するためです。申請者の息子夫婦が実家に戻ってくるため、新たに車庫を建築したいと希望されており、日常生活を送るうえで必要な施設であり、当該地の除外についてはやむを得ないと思われます。

続きまして、議案番号第 130 号の説明を行います。位置図は 27、28 ページです。所在地番は、大字牛屋字東松〇〇番の一部、除外申請面積は田の 760 m²。申請者は白石町大字牛屋〇〇番地、〇〇さん。変更理由は、一般住宅及び車庫として利用するためです。図の〇〇番地に既存の宅地がありますが引家を行い、当該地番に建設を行うということです。また、〇〇番地については、引家を行ったあとは、改田を行うという計画になっており、農地の利用等に支障を及ぼすおそれもなく、当該地の除外はやむを得ないと思われます。

続きまして、議案番号第 131 号について説明します。位置図は 29、30 ページになります。所在地番は、大字横手字二本松籠〇〇番、除外申請面積は田の 1,390 m²。申請者は白石町大字戸ヶ里〇〇番地、〇〇さん。変更理由は、農業機械展示場、大型機械整備用作業場として利用するためです。〇〇の南側の道路と宅地に囲まれている圃場に、施設拡張として農業用機械展示場と大型機械整備用作業場を新たに設置するとのこと。農業機械等を扱う会社ですので、最終的には地元の農家の方々に恩恵があるということを考慮し、当該地の除外はやむを得ないと思われます。

続きまして、議案番号第 132 号について説明します。位置図は 31、32 ページになります。所在地番は、大字横手字二本谷籠〇〇番の一部、除外申請面積は田の 100 m²。申請者は白石町大字横手〇〇番地、〇〇さん。変更理由は、農家分家住宅、農業用倉庫として利用するためです。既存の宅地の隣に農家分家住宅を建てる予定で宅地内に収まらない一部を除外申請されております。既存の宅地に接続しており農用地以外の用途に供しても農用地の集団化や効率化、及び周辺農地への農業上の支障はないと考えるため、除外についてはやむを得ないと思われます。

続きまして、議案番号第 133 号について説明します。位置図は 33、34 ページになります。所在地番は、大字牛屋字平五左エ門搦〇〇番、〇〇番、除外申請面積は合わせて田の 641 m²。申請者は白石町大字牛屋〇〇番地、〇〇さん。変更理由は、農家分家住宅、農業用倉庫及び駐車場として利用するためです。正方形のような形

で 2 つに並んでおり、現場には既に泥が入っていて、〇〇番には、農業用倉庫が現在建っている状況です。〇〇番については、現在、資材置場のような形で利用されており、そこを新たに農家分家住宅として建築をされるということです。申請地番以外に自宅の周辺に建設可能な宅地や自己所有の農地等もなく申請地の除外についてはやむを得ないと思われま

す。続きまして、議案番号第 134 号について説明します。位置図は 35、36 ページです。所在地番は、大字辺田字中田〇〇番、除外申請面積は田の 12 m²。申請者は白石町大字福富下分〇〇番地、〇〇さんです。変更理由は、宅地進入路の拡張であり、すでに現地は宅地進入路として利用されております。日常生活を送るうえで必要な施設であり、現場と計画の相違をなくすためにも当該地の除外についてはやむを得ないと思われま

す。続きまして、議案番号第 135 号について説明します。位置図は 37、38 ページになります。所在地番は、大字坂田字二本杉〇〇番の一部、除外申請面積は田の 57 m²。申請者は白石町大字坂田〇〇番地、〇〇さんです。変更理由は、駐車場として利用するためです。現在、宅地の西側を駐車場として利用されていますが、町道の拡幅によって不足してしまった駐車スペースを宅地東側に新たに設置したいということです。既存の宅地と道路に接しており、周辺農地の利用集積等に支障を及ぼすおそれもなく、除外についてはやむを得ないと思われま

す。以上の議案番号第 121 号から第 135 号までの 15 件が除外の案件です。

続きまして編入 2 件の説明をさせていただきます。

議案番号 136 号について説明します。位置図は 39、40 ページになります。所在地番は、大字堤字嘉瀬川〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、編入する面積は合わせて田 3,756 m²。申請は〇〇からです。変更理由として、圃場整備地区内の農地であり耕作上の問題も無く、白石町の農業振興計画上必要と考える地番であるため、編入を行いたいと思っております。

続きまして、議案番号 137 号について説明します。位置図は 41、42 ページです。所在地番は、大字遠江字一本柳〇〇番、編入する面積は田の 268 m²。申請者は佐賀市下田町〇〇番、〇〇さんです。現場は周辺農地と一体になって利用をされており、白石町の農業振興計画上必要と考える地番であるため、編入を行いたいと思っております。以上が編入の案件でした。

今回の除外申請が 15 件、編入 2 件、ご審議をよろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。除外の議案番号第 121 号から第 135 号まで、編入の議案番号第 136 号、第 137 号、これについて何か質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。この農業振興地域整備計画の 27 号振興計画及び農用地利用計画の変更についてということで、今、説明がありましたけど、この説明は、今までなかったような気がしますけど。

事務局長 今までも説明を受けておりました。年に 2 回ぐらいになりますけど。

○番 失礼いたしました。これは、農用地利用計画の変更であって、これから、各個人から農業委員会のほうにそれぞれ変更の計画申請を出されるということになるわけですか。

事務局長 この農業振興整備計画から除外ということになりますと、除外した部分はその後の転用ということになってくるかなと思います。変更理由としまして、例えば議案番号第 121 号ですが、変更理由はごみ収集所と公民館駐車場にしたいということで、農業振興地域から除いてくださいというような申請出ているものですので、除外ができました後に農地の転用ということで、ごみ収集所、公民館駐車場ということで、農業委員会のほうに出てくると思います。

○番 あとで出てくるということですね。わかりました。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 121 号から第 137 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 121 号～第 137 号は当委員会で承認することに決定いたします。

＝ 議案番号第 138 号～議案番号第 142 号 ＝

議長 続きまして 8.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 138 号から議案番号第 142 号まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、まず農地の売渡し希望です。

議案番号第 138 号。申出農地は、大字福富字直江〇〇番、田 1,710 m²。農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字福田〇〇番地、廿治移北の〇〇さんです。

議案番号第 139 号。申出農地は、大字福吉字昭栄〇〇番、田 8,297 m²。農振農

用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字福吉〇〇番地、福吉西中の〇〇さんです。

議案番号第 140 号。申出農地は、大字八平字八平〇〇番、畑 2,475 m²。農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字福富〇〇番地、中区の〇〇さんです。

議案番号第 141 号。申出農地は、大字遠江字八平〇〇番、畑 2,499 m²、同じく〇〇番、畑 2,502 m²、合計 5,001 m²です。どちらとも農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字今泉〇〇番地、今泉東の〇〇さんです。

議案番号第 142 号。申出農地は、大字築切字舩搦〇〇番、田 937 m²、同じく〇〇番、田 69 m²、同じく〇〇番、田 2,413 m²、同じく〇〇番、田 163 m²、同じく〇〇番、田 4,793 m²、合計 8,375 m²です。すべて農振農用地区域内です。あっせん申出者は、佐賀市木原〇〇丁目〇〇番〇〇号、〇〇さんです。

以上、議案第 138 号から議案第 142 号まで 5 件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 議案番号第 138 号から議案番号第 142 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議案番号第 138 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 139 号。

〇番 〇番と〇〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 140 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 141 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 2 筆ともですね。

〇番 はい。

議長 議案番号第 142 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 全部ですね。

○番 はい。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 138 号は○番○○委員と○番○○委員、139 号は○番○○委員と○番○○委員、140 号は○番○○委員と○番○○委員、141 号は 2 つとも○番○○委員と○番○○委員。142 号は 5 つとも○番○○委員と○番○○委員。それでは担当の職員を言っていただきます。

事務局長 議案番号 138 号が○○、139 号が○○、140 号が○○、141 号が○○、142 号が○○となります。以後の連絡調整につきましては担当者へお願いしたいと思います。

議長 それでは、あっせん委員になられた方、よろしく願います。

○番 ○番の○○です。質問いいでしょうか。

議長 はいどうぞ。

○番 議案番号第 142 号ですけれども、位置図の 47 ページですけど、ここに導水管が入っているのですか。そうしたら、これは別々に登記をしてあるのですか。

議長 これは地上権設定してある。

○番 これは、売買するときはどうなるのでしょうか。

議長 関係ないでしょう。

事務局長 地上権設定がしてありまして、特約ということで、地上 1 m²あたり 2 t 以上の重さの工作物を設置しないと、そういう基準はあります。

○番 そうしたら、保証金はもらわれているのでしょうか、恐らく。そういう場合に農地の売買に関わるマイナス要素とかは出てくるのでしょうか。今から作る人が迷惑になるでしょう。そして、今までの人はお金をもらわれているのでしょうか。そしたら今度は、買う人に迷惑がかかるのだから、保証金を差し引くとかそういうものはない訳ですか。

議長 それは 1 回ありましたね。同じような意見が出たので、いくらか安くはなって

いたと思います。

○番 　　いくらか考慮はされる訳ですね。その話し合いの中で決めていくということですね。はい、わかりました。

議長 　　これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 　（事務局より報告事項を行う）

① 合意解約の報告

議長 　　続きまして、業務連絡に入ります。

事務局 　（事務局より業務連絡事項について説明）

1. 農業委員会臨時総会及び第 8 回農業委員会総会の日時及び場所
2. その他
 - ・農地パトロールについて
 - ・委員お別れ旅行について

議長 　　今期の最後の総会を閉じるに当たり、一言お礼を申し上げます。本当にご苦勞様でございました。私も会長として務めさせていただきましたけども、皆様のご協力をいただきましたので無事終えることができました。心から御礼申し上げます。それでは、以上をもちまして本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 　　午前 10 時 30 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員